

三重県 部活動ガイドライン

平成31年3月改訂

三重県教育委員会

はじめに

子どもたちは、学校・家庭・地域等、さまざまな場で学びを通して成長していきます。私たちは、子どもたちに、「生きる喜びを感じながら、志を持って夢を実現していく力（自立する力）」、「他者と支え合いながら、社会を創っていく力（共生する力）」を身に付けてほしいと願っています。

学校には、子どもたちが自らの人格を完成させ、社会の形成者として健全に成長していけるよう、学力や豊かな心、健やかな身体の育成を図る役割があります。

学校教育の一環として行われる部活動は、生徒がスポーツや文化、科学、芸術等の活動を通して楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する貴重な活動であるとともに、体力の向上や他者との協力により、他者を尊重する気持ちや実践的な思考力・判断力、また、責任感や連帯感を育むなど、良好な人間関係を培う場として、生徒の自己実現に大きな役割を果たすものです。

しかしながら部活動は、これまでも過度な指導や体罰等が問題となり、昨今では過度な練習により、生徒がスポーツ障害を発症することや、顧問教員の時間外労働時間が増え、生徒と向き合う時間を確保できないこと、さらに、競技経験等のない部活動の顧問を任せ負担を感じる教員がいることなど、さまざまな課題が生じています。そのなかで、「もっと上達したい、させたい」「大会等で成果をあげたい」という、強い思いを持ち、部活動にやりがいを感じながら熱心に取り組む生徒や教員、また、その姿を応援する保護者の姿もあります。

国においては、社会・経済の変化や少子化の進展のなか、運動部活動の在り方に関して抜本的な改革に取り組む必要があるとの認識を示すとともに、子どもたちが心身の健全な成長と充実した学校・家庭生活を送ることができるよう、休養日の設定等を中心としたガイドラインの策定を進めています。

三重県教育委員会では、部活動の維持運営にさまざまな課題があるなか、部活動ガイドライン策定委員会を設置し、部活動が学校教育の一環として引き続き行われ、教育的意義や効果が高まるよう、生徒の健全な成長と教員の負担軽減の視点から、さまざまな立場の方に意見をいただき、「三重県部活動ガイドライン」をとりまとめました。本ガイドラインの内容には、国および県内一部市町が既に作成されたガイドライン等に掲げられてきたものや、学校、指導者により、既に取り組まれているものもあると思われます。

本ガイドラインに基づく取組にあたり、引き続き、市町教育委員会のご理解とご協力をいただくとともに、各学校・部におかれては、校長のリーダーシップのもと、改めて家庭や地域の理解と協力を得ながら、指導の内容や方法等について、必要な検討、見直し、工夫を進め、より多くの生徒が夢と感動を体験できる部活動の運営に取り組んでいただきますようお願いいたします。

平成30年3月

三重県教育委員会

目 次

1 学校教育の一環としての部活動

- (1) 部活動の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 部活動の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - ① 生徒の「健全な成長」の視点から
 - ② 教員の「働き方の見直し」の視点から
- (3) 安全面への配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

2 適切な部活動の運営をめざした指導の在り方

- (1) 適切な活動計画の作成と共通理解・・・・・・・・・・・・ 5
 - 【一口メモ①】『部活動マネジメント研修講座』
- (2) 参加大会等の精選・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (3) 休養日・活動時間の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - ① 休養日の設定
 - ② 活動時間の設定
- (4) 適切な部活動指導に向けた研修・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - 【一口メモ②】『ペップトーク（平成 28 年度開催）』
- (5) 部活動指導の在り方の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - ① 部活動の運営
 - ② 地域人材の活用
 - ③ 合同チームの取組
- (6) 体罰等の根絶・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - 【一口メモ③】『アンガーマネジメント』
- (7) 安全管理と事故発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

※ 参考資料

- (1) 熱中症・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - 【一口メモ④】『ドーピングとは』
- (2) 運動部活動中の事故と裁判所の判断・・・・・・・・・・・・ 20
- (3) 関連データ・グラフ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

1 学校教育の一環としての部活動

(1) 部活動の意義

部活動については、「中学校学習指導要領」および「高等学校学習指導要領」において、次のように示されています。

「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。」

このように部活動は、教育課程外の活動ですが、学校教育の一環として、学級や学年の枠をこえて、興味と関心をもつ同好の生徒が自主的・自発的に集い、指導者の指導のもと、個人や集団としての目的や目標を持ち、切磋琢磨することを通して、体力の向上や人間関係の大切さなどを学ぶことができる活動です。

部活動による教育的意義や効果を高めていくため、短期間で活動の成果（試合に勝つなど）を求めること以上に、生徒が意欲的に参加できる環境づくりや生活のバランスを考慮した部活動の運営を心がけるなど、適切かつ効果的な指導が求められるところです。

部活動の意義

- スポーツ、文化、芸術などの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かな生活を営む資質や能力を育てる。
- 体力の向上や健康の増進等につながる。
- 保健体育科等の教育課程内の指導で身に付けたものを発展、充実させたり、活用させたりするとともに、部活動の成果を学校の教育活動全体で活かす機会となる。
- 自主性、協調性、責任感、連帯感等を育成する。
- 自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
- 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級学年を離れて仲間や指導者と関わり合うことにより、学級内とは異なる人間関係の形成につながる。
- 思考力、判断力、表現力等を育成する。

生きる力の育成・学校生活の充実

【（参考）運動部活動での指導のガイドライン（平成25年5月）文部科学省】

（注）ガイドライン中の表記について

学校：「公立の中学校（義務教育学校後期課程を含む）・高等学校・特別支援学校」

指導者：「顧問教員・外部指導者・部活動指導員」

（２）部活動の現状と課題

① 生徒の「健全な成長」の視点から

現状として、県教育委員会の平成 29 年度学校体育・部活動実態調査によると、本県公立中学校および県立高等学校（全日制）における部活動への加入率は、中学校では、運動部で約 75%、文化部で約 19%の合わせて約 94%、高等学校では、運動部で約 51%、文化部で約 33%の合わせて約 84%となっており、多くの生徒が部活動に加入しています。

国の平成 28・29 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査（以下、「全国体力調査」という。）によると、運動部に加入している本県公立中学校生徒の一週間の活動時間は、平日で約 2 時間（1 日あたり平均）、週休日で約 3 時間 30 分（1 日あたり平均）であり、これは、全国平均よりも、やや長くなっています。

このようななか、全国体力調査では、本県公立中学校生徒（2 年生）の睡眠時間は、「6 時間以上 8 時間未満」の割合が男女とも 60%を超えて最も多く、睡眠時間が「8 時間以上」の割合（平均）は、男子で約 28%、女子で約 21%となっています。過度な活動により、十分な睡眠時間が確保されないことになると、生徒の心身や学習活動等、健全な成長に影響を及ぼすことが心配されます。

生徒の発育・発達と運動との関係では、個人差はありますが、小学校中学年から高学年の年代にかけては、基本的な動作を短時間で習得できる時期であり、中学校から高等学校の年代では、身長や体重等の体のづくりや、走る・跳ぶ・投げるなどの運動能力が発達する時期と言われ、次の考え方も広く知られています。

発育発達過程による分類

（１）プレゴールデンエイジ（小学生低・中学年頃）

楽しみながら、さまざまな動きを体験できるとよい時期。

（２）ゴールデンエイジ（小学生中・高学年頃）

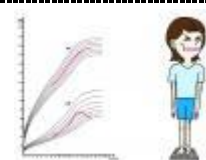
動作を反復することで、さまざまなスキルが習得できる時期。

（３）ポストゴールデンエイジ（中学生頃）

呼吸・循環器系が発達する時期で、過度な負荷・オーバーワークは禁物。

（４）インディペンデントエイジ（高校生頃）

骨格筋が発達する時期。



（平成 28 年度運動部活動サポーター研修会資料（県教育委員会）より）

成長著しい時期や体の発育発達が不安定な時期に、過度な活動（休養日を設けない・長時間の練習等）や効果的でない運動は、生徒の心身に大きな負担を与え、スポーツ障害の原因になります。

加えて、過度な活動が続くことで、対象への興味・関心を失い、ドロップアウト（離脱）やバーンアウト（燃え尽き症候群）に陥る課題もあります。

そのためには、適度な活動に向けて、休養日や活動時間の設定に配慮することが大切です。また、生徒の発育発達には個人差が大きいため、指導者は「個に応じた指導」について配慮することも必要です。

また、部活動の指導ではメリハリをつけるとともに、活動終了後は、できるだけ早く帰宅できるよう、帰宅指導を行うことも大切です。

生徒の健全な成長には、家庭の役割も重要です。食事や休養（睡眠）等の基本的な生活習慣を身に付けることについて、家庭との連携が不可欠となります。

生徒の家庭生活を充実させるためにも、部活動の運営（活動計画や活動内容等）や方針について、家庭と共通理解を図り、生徒の健全な成長を中心に据える活動が求められるところです。

* P. 23①【参考資料】「部活動への加入状況（平成 29 年度）」

（県教育委員会事務局保健体育課調べ）参照

* P. 23②【参考資料】「1 週間の運動部活動に係る活動時間（中学校 2 年生）」

（スポーツ庁平成 28・29 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果）参照

* P. 24③【参考資料】「1 日の睡眠時間（中学校 2 年生）」

（スポーツ庁平成 28・29 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果）参照

* P. 24④【参考資料】「スポーツ傷害の予防」

（身体教育医学研究所うんなん）参照

② 教員の「働き方の見直し」の視点から

部活動の指導者は、生徒の成長に喜びを感じつつ、他の顧問の熱心な指導や保護者の強い願いに影響も受けながら、指導にあたっています。

しかし、少子化等による教員数の減少を背景に、教員自身が競技経験のない部活動を指導するケースも見られ、それが負担になっている場合があります。

このことについて、公益財団法人日本体育協会が行った平成 26 年度学校運動部活動指導者の実態に関する調査では、「運動部活動顧問のうち、保健体育以外の教員で担当している部活動の競技経験がない教員が、中学校で 45.9%、高等学校で 40.9%いる。」という調査結果があります。

また、県教育委員会の平成 28 年度教職員の時間外労働時間の調査では、本県公立中学校および高等学校（全日制）教職員の時間外労働時間は、中学校で 40.68 時間（月平均）、高等学校（全日制）で 23.36 時間（月平均）という状況でした。

国が行った、教員勤務実態調査（平成 28 年度・速報値）によると、「中学校教諭が土日に部活動・クラブ活動にかかわる時間は、10 年前に比べて約 2 倍となっている。」という指摘があります。

さらに、平成 28 年 6 月、国の次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォースがとりまとめた「学校現場における業務の適正化に向けて」の中で、以下のような課題も指摘されています。

- 教員が放課後の部活動指導に時間を過度に費やすと、授業準備、生徒との個別懇談、関係機関等との連携にあたるうえで支障となると懸念される。
- 主に週休日に開催される大会等への引率は教員が行っている。また、審判等の大会運営業務も教員の負担につながっている。

部活動が教員の充実感を高める一方、「子どもと向き合う時間が持てない」「授業準備の時間が十分に確保できない」等、部活動指導に係る負担感が増しているなかで活動が成り立っている状況があるとしたら、改善に向けて検討していく必要があります。

部活動の顧問については、校長がリーダーシップを発揮し、教員の専門性や校務分掌の状況に加え、負担の度合い、地域人材活用の可能性等も踏まえて適正に配置するとともに、部活動の運営について、実態の把握・見直し等を図っていくことが求められています。

- * P. 24⑤【参考資料】「教職員の時間外労働時間の現状（月平均時間）」
（県教育委員会事務局教職員課調べ）参照
- * P. 24⑥【参考資料】「中学校教員の部活動に係る勤務状況（1日当たり学内勤務時間）」
（文部科学省「教員勤務実態調査（平成28年度）の集計（速報値）」を基にスポーツ庁において作成）参照
- * P. 25⑦【参考資料】「運動部活動を担当する教員の競技経験」
（平成26年度 公益財団法人日本体育協会調べ）参照

（３）安全面への配慮

体育・スポーツ活動には、けが等に結びつきやすい要素や要因が含まれています。特に運動部活動では、保健体育科の授業よりも、活動が激しくなることが多いため、けが等の発生も多くなり、場合により、重篤なケースが起こることが考えられます。

- スポーツ傷害発生の傾向 （スポーツ傷害統計データ集（平成29年3月））
（公財）スポーツ安全協会 ／ （公財）日本体育協会
- 傷害部位と主な傷害の種類について見ると、最も多いのが手・指の骨折である。次いで多いのが、足関節捻挫である。
 - 中学生までは骨折が最も多く、高校生以降は捻挫が多くなる。

「活動しているのだから、けがや事故は、ある程度起こっても仕方がない」ということではなく、そのようなけがや事故を未然に防止し、安全な活動を継続するため、学校全体での共通理解や手立て、救急体制の明確化等の整備が求められます。



そのため、県教育委員会では、学校における組織的な危機管理を進めるために、学校の体制づくりや危機発生の未然防止の取組等を内容とした「学校管理下における危機管理マニュアル（毎年度改訂）」を作成しています。

このようなマニュアル等を参考にして、学校全体で共通理解を図り、事故防止に努めていくことが必要です。

- * P. 25⑧【参考資料】「運動部活動別の負傷（骨折）による災害共済給付件数」
（平成28年度独立行政法人日本スポーツ振興センター（三重県分））参照

2 適切な部活動の運営をめざした指導の在り方

学校教育の一環として行われる部活動の教育的意義や効果が高まるよう、生徒の「健全な成長」と教員の「働き方の見直し」の2つの視点から、学校ではガイドラインに基づき、活動状況の再確認とともに、必要に応じて見直すことが必要です。

【部活動ガイドラインの運用について】

- ① 学校では、「部活動ガイドライン」を基に、「学校部活動運営方針」を策定・見直しを行う。

＊ 学校部活動運営方針：活動の目的、設置部の確認、活動時間および日数、指導のねらいおよび留意点等について、全職員で共通理解を図る。

- ② 「部活動ガイドライン」および「学校部活動運営方針」を基に、各部は年間、月間、日々の活動計画を作成する。
- ③ 校長は、各部の計画およびその活動についてチェックし、改善を図る。

(1) 適切な活動計画の作成と共通理解

学校は、学校教育目標や部活動ガイドライン等に基づき、部活動の意義を踏まえた学校部活動運営方針を作成し、各部の指導者をはじめ全職員は、この方針で示された指導のねらい、指導上の留意点等について共通理解することが必要です。そのうえで、指導者の指導理念を示すとともに、生徒の志向や能力、保護者の願いなどを十分に汲み取り、各部の活動計画等を設定することが必要です。

指導者は、活動方法の工夫等を行いながら、過度な指導とならないよう、生徒の発育・発達段階に応じた活動日数や活動時間を設定し、年間計画・月間計画・日々の活動計画を立てることで、生徒に活動の見通しを持たせながら、活動を展開させていきます。

また、運動部活動では、指導計画等を立てるにあたって、大学や研究機関等での科学的な研究や科学的根拠等から得られたスポーツ医・科学の視点を取り入れることも大切です。

学校部活動運営方針や各部の活動計画と活動実態を、適宜、振り返ることで、部活動が適切に運営されているかどうか、検証することも大切な活動となります。

県教育委員会は、部活動ガイドラインを踏まえた各校での取組状況（活動運営方針、休養日・活動時間の設定等）について、実態調査（県教育委員会事務局保健体育課実施）等を通して把握します。

【各部の活動計画作成にあたって】

- 学校教育目標および「学校部活動運営方針」を基に計画する。
- 生徒の発育や発達段階、運動能力、競技経験等を考慮する。
- 参加する大会期日を考慮し、基礎練習期・試合想定練習期・大会期・休養期の設定等、練習と休養のバランスに配慮する。
(参加大会および校外活動の精選、種目(競技)の特性等も考慮し計画する)
- 体育大会・文化祭などの学校行事に配慮する。
- 放課後活動は、日没時刻等安全面を考慮し、下校時刻を守る。

※ 活動計画は、保護者にも理解してもらうことが大切である。特に、校外での活動にあたっては、「いつ・どこで・どのような大会等」であるかを事前に早く知らせるとともに、参加方法等の詳細についても伝える配慮が必要である。

【一口メモ①】 『部活動マネジメント研修講座』

部活動のマネジメントに関する専門知識とスキルを身につけ、効率的かつ効果的な部活動運営のできる教員の育成に向け、部活動マネジメント研修講座を年3回の連続講座として開催している。

講師は、本県政策アドバイザーの原田 隆史さん（（株）原田教育研究所 代表取締役社長）で、生徒アンケートの分析を活用しながら、『部活動の教育的価値を高め、成果につなげる指導法』について学んだ。

【参加した教員の感想】

- ・ 部活動マネジメントは、クラス運営に共通する事があるということが分かった。教える部活動から学ぶ部活動に近づくように、生徒たちで考えて練習に取り組ませるようになった。
- ・ 自分の考えを、文字にして生徒と共有することが大切だと感じた。指導者と生徒が同じ所を見ていることが大事で、そのために指導者から発信する事が大切であると気づくことができてから、心が少し軽くなった。



（２）参加大会等の精選

日常活動の成果を出す場として、県学校体育（文化）連盟主催の大会やコンクールのほか、関係競技団体が主催する大会等が多く開催されています。

特に、関係競技団体が主催するものは、週休日（休日）に開催されることが多いため、生徒も指導者も、週休日に休みが取りにくくなります。

大会等への参加は、日常活動の成果や課題を確認できるなど、意義が十分にあるものですが、生徒・指導者の健康面や安全面、さらには費用等の負担についても配慮することが大切です。そのため、学校においては、生徒・保護者へ理由等を十分説明したうえで、参加する大会や校外での練習試合や合同練習会について精選することが必要です。

県教育委員会では、市町教育委員会や学校体育連盟と連携し、学校が参加する大会等の全体像を把握し、生徒や指導者の過度な負担とならないよう、大会の開催時期や運営等の検討を関係競技団体へ要請していきます。

(3) 休養日・活動時間の設定

① 休養日の設定

成長期にある生徒のスポーツ障害や事故を防ぐためには、休養日を設定し、生徒、指導者の心身の疲労回復や負担軽減を図ることが必要です。特に、中学生の時期は、個人差もありますが、「ポストゴールデンエイジ」と言われ、呼吸器や循環器系が発達する頃といわれます。このように発育・発達過程にある不安定な時期には、オーバーワークにならないよう配慮することが大切です。

過度な活動により、「部活動の練習等で疲れて、授業に集中できない」というようなことでは、学校教育の一環としての活動から外れたものになってしまいます。

指導者が生徒のことを考え、「上達させたい」や「大会で勝たせたい」と願い、生徒も「大会等で結果を残したい」という思いから人一倍練習しようとしませんが、生徒の健康や安全を最優先し、活動計画を立て、活動の見通しをもつことは、生徒の健全な成長や教員の負担軽減にとって有益なことです。

※ P. 25⑨【参考資料】「総勤務時間縮減に係る目標設定等に関する調査結果」
(平成 29 年 6 月 30 日現在・県教育委員会事務局教職員課調べ) 参照

【中学校】(義務教育学校後期課程、特別支援学校中学部を含む)

☆ 1 週間のうち、2 日は休養日を設定する。(うち、1 日は土曜日又は日曜日とする。)

【高等学校】(特別支援学校高等部を含む)

☆ 1 週間のうち、1 日は休養日を設定する。(土曜日又は日曜日の 1 日とする。)

※ 各校での設定については、「全ての部が一斉に設定する」、「(活動場所の有効利用等を考慮し) 部によって違う曜日に設定する」ことが考えられる。各学校の実情に合わせ、休養日を設定する。

※ 大会開催等により、上記のとおり休養日を設定できない場合は、事前に活動計画等により校長の承認を得るとともに、できる限り同一週に休養日を設定する。

※ 生徒の状況(疲労の様子等)によっては、休養日を複数日設定する。

《週休日に休養日を設定できない場合の対応例》

○ 各学校体育・文化連盟等が開催する大会等について、会場借用や役員派遣の関係から、週休日に大会等を開催せざるを得ない実態がある。年間又は月間の活動計画により、活動(参加大会等)の見通しを持ち、必ず休養日を設定する。

○ 週休日に開催される大会等において、勝ち残るなどの理由から、引き続き、翌週の週休日にも活動しなければならない場合は、適宜、その間の平日に休養日を設定したり、その大会等の終了後、まとめて(連続した)休養日を設定する。

② 活動時間の設定

活動時間については、生徒の体力や技能を考慮し、過度な負担につながらないよう、また、競技の特性やシーズンの有無も考慮しながら適切に設定することが大切です。

活動時間を適切に設定することにより、生徒の家庭学習や睡眠時間の確保等につながられます。

活動は、その質（取組方法等）に重点を置き、各部で策定した活動計画（大会・コンクール期、取組充実期、休息期）等を踏まえ、適切な活動時間を計画します。

「長時間の活動」が好成績につながるとは限りません。指導者は、活動の質を高め、短時間で効果的な活動により成果が出せるよう、日々の活動を見直すことが大切です。

＊P. 26⑩【参考資料】「運動部活動の「学校の決まり」としての活動時間の設定について」（「平成 29 年度学校体育・部活動実態調査」県教育委員会事務局保健体育課調べ）参照

【中学校】（義務教育学校後期課程、特別支援学校中学部を含む）

☆ 平日は、2 時間以内とする。

☆ 週休日および休日（長期休業期間を含む）に活動する場合は、3 時間以内とする。

【高等学校】（特別支援学校高等部を含む）

☆ 平日は、3 時間以内とする。

☆ 週休日および休日（長期休業期間を含む）に活動する場合は、4 時間以内とする。

※ 土・日曜日や休日、また始業前に活動する場合は、生徒、保護者の理解を得たうえで、安全面に配慮することはもとより、生徒の心身の健康状態や学習活動に対する影響を考え、計画することが大切である。

※ 放課後の活動時間については、日没時間を考慮して下校時刻を設定するなど、季節等によって活動できる時間を変更するような安全面での配慮が必要である。

※ 活動時間とは、スポーツ・芸術文化等の活動に充てる時間をいう。

※ 活動場所への移動、準備や後片付けを含め、効率的・効果的に行い、できるだけ短時間に終える。

（大会等（練習試合等を含む）では、上記の活動時間の設定と異なる計画となることもあるが、大会等の前後に休養日を設定するなど、健康・安全に配慮し、過度な負担にならないよう留意する。）

《活動時間を延長する必要がある場合》

○ 大会前等、やむを得ない事情から活動時間を延長する場合は、事前に活動計画等により、校長の承認を得る。

(4) 適切な部活動指導に向けた研修

円滑な部活動の運営を目指す時、指導者による生徒への声掛けは大切なものとなります。そのためには、指導者自身の経験則だけに頼るのではなく、その活動についての専門的な知識や最新の指導方法を身に付けることで、より自信を持って指導に当たることができるようになります。

指導書等から学ぶことも一つの方法ですが、技術指導のためだけでなく、指導者自身の指導力向上の観点からも、積極的に研修会に参加することが大切です。

県や競技団体が開催する指導者向けの研修会では、指導に関する不安や悩みだけでなく、生徒の実態に応じた練習方法等を直接講師に尋ねることができるため、その後の指導のイメージにつなげやすくなります。

＊P. 26⑪【参考資料】「県教育委員会が主催する部活動に係る研修会（平成29年度実績）」
（県教育委員会事務局保健体育課）参照

【一口メモ②】 『ペップトーク』（平成28年度開催）

ペップトークとは、もともとアメリカで監督やコーチが競技前にスポーツ選手を励ますために行ってきたもので、「短くて」「わかりやすく」「肯定的な」「魂を揺さぶる」言葉かけのスキルである。

講師は、堀内 裕一朗さん（L&D コミュニケーションズ株式会社 代表取締役社長）で、スポーツ現場はもちろん、家庭で、職場で、教育現場で、すぐに実践できる簡単で効果的な言葉かけについて学んだ。

【参加した教員の感想】

- ・ 部活動だけでなく日常的に、ペップトークをしていくこと。そのゆとりを持って子どもたちと接していきたいと感じた。
- ・ 将来を担う子どもと接する教員である限り、夢を持ち常に前向きにやる気を出させる言葉の力をより一層感じた。どんどん言葉かけをしていって子どもに元気を出してもらいたい。



(5) 部活動指導の在り方の見直し

① 部活動の運営

部活動は、必要に応じて周囲の協力を得ながら、学校全体で組織的に活性化させていくことが大切です。

部活動の指導者としては、生徒の健康管理やカウンセリングを行うなど、その時々生徒の状況等に応じた支援を行うなどの「生活指導」の面と、短時間で効果的な指導により専門的な知識・技術や能力の伸長を図るなどの「技術指導」の面の2つの役割が考えられます。

主な【生活指導】面

健康管理／カウンセリング／担任との連絡・調整／保護者との連絡・調整／
大会等引率／部活動中の事故防止・安全対策／用具・施設の管理 など

主な【技術指導】面

興味・関心を持たせるなどの基盤づくり／専門的な知識・技術指導／
個性・能力の伸長 など

平成 29 年度学校体育・部活動実態調査によると、本県公立中学校および県立高等学校における運動部顧問の配置数（1 部あたりの平均）は、公立中学校で 1.8 人、県立高等学校（全日制）で 2.8 人です。小規模校では難しい面があるかもしれませんが、必ず一人が全てを担当しなくても、顧問を複数配置することで役割を分担する指導の在り方もあります。

技術的な指導はできなくても、生徒の活動を見守ったり、一緒に活動したりすることで、生徒の気持ちに寄り添う指導者の存在はとても大切なものです。

技術的な指導においては、生徒や日常の活動の実態等を十分に考慮しながら、状況によっては、専門性を有する指導者（外部指導者等）に指導の協力を依頼し、協力を得ることも効果的です。

適切かつ効果的な指導により、生徒の取組（競技等）への興味・関心を高めることは、生涯を通じてスポーツや文化・芸術活動を継続する力になります。特に、運動部活動においては、当該競技特有の試合に勝つためのコツを習得する機会が増えることで競技力が向上し、これらの積み重ねが、本県のスポーツ振興にもつながります。

② 地域人材の活用

専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えつつ、教員の負担軽減に向けても、地域の専門性を有する指導者から指導・助言を得ることは有効です。

地域人材を活用することは、地域の教育力を活かすということであり、地域と協働した学校づくりにつながります。

県教育委員会等、学校設置者は、学校の実態等に応じて、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の時間外労働解消等の観点から、円滑に部活動を実施できるよう、地域人材の活用に向け積極的に取り組みます。

地域人材の活用にあたっては、部活動が学校管理下において行われる活動であることを踏まえ、外部の指導者に対し、事前に校長から学校部活動運営方針等を説明し、十分に理解を得たうえで指導にあたってもらうことが必要です。

また、活用に際しては、指導者の確保が重要な課題となります。各地域・学校において、学校運営協議会、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等地域のスポーツ団体および各競技団体等と連携を図ることで、専門性を有する指導者の確保につなげることが必要です。

① 外部指導者について

外部指導者は、当該部活動を担当する教員（顧問）と連携・協力しながら、部活動のコーチ等として、技術的な指導を行う。

外部指導者は、「顧問」という位置付けではないが、校長、顧問等と指導内容

や生徒の様子、事故発生時の対応について情報共有を行うなど、十分に連携を図る必要がある。

② 部活動指導員について

平成 29 年 4 月 1 日、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」が施行され、学校における部活動の指導体制の充実を図るため、スポーツ、文化、科学等の技術的な指導を行う部活動指導員の配置が可能となった。部活動指導員に係る規則等の整備は、学校の設置者が行う。

- ・ 部活動指導員は、学校の教育計画に基づき、当該部活動において、校長の監督を受け、「顧問」として指導に従事することができる。（実技指導、学校外での活動時の引率等）
- ・ 当該部活動の担当教員等と指導内容や生徒の様子、事故発生時の対応について、日常的に情報共有を行う必要がある。
- ・ 部活動指導員は、指導するスポーツや文化活動等に係る専門的な知識・技能のみならず、学校教育に関する十分な理解を有することが必要である。
- ・ 部活動指導員には、指導力向上の観点から、教育委員会や学校が実施する研修（部活動の意義や服務、学校・各部が抱える課題に関する内容等）に、必ず参加するものとする。

③ 合同チームの取組

特に運動部のチーム競技においては、生徒数の減少に伴い、単一校で生徒のニーズに応じた部が設置できなかつたり、チーム編成が成り立たなかつたりし、生徒の希望に応じることができない状況が生じています。

県中学校体育連盟および県高等学校体育連盟では、同連盟主催大会における複数校合同チームの参加規定を設けており、これに基づき、部員不足による合同チームの編成等が認められています。この措置は、少子化に伴う少人数の運動部に、大会参加の機会を与えるためのものです。

部活動の運営を支える体制づくりについては、学校の実態を見据え、慎重に検討しなければなりません。出場最低人数を下回るなどの理由から、合同チームの編成を検討・実施するにあたっては、当該校の校長・指導者間において、移動時の引率を含めた安全確保や練習時間、練習場所、指導体制等を十分考慮・確認し、生徒、保護者の理解のうえで進める必要があります。

（６）体罰等の根絶

部活動の指導は、生徒の健康状態、心身の発達状況、技能の習熟度、安全確保等を総合的に考え、合理的な内容と方法により行う必要があります。

指導と称して殴る、蹴る等の行為はもちろんのこと、その他、特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等の行為によって生徒に心身の苦痛を与えたり、パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、

セクシャルハラスメントと判断される発言や行為等、生徒の人間性や人格の尊厳を損ね否定したりする行為は決して許されません。体罰等は、直接行為を受けた生徒のみならず、その場に居合わせ、その行為を目撃した生徒の心にも悪影響を及ぼします。

部活動の指導において、体罰を「厳しい指導」として正当化することは、あってはなりません。研修等を重ね、指導力の向上を図ることが大切です。「体罰は許さない」という信念のもと、生徒の「心に響く指導」を心がけてください。

なお、これらの行為については、部活動内の先輩、後輩等の生徒間でも同様のことが行われないように注意を払うことが必要です。

＊P. 27⑫【参考資料】「体罰根絶宣言」

(公益財団法人 全国高等学校体育連盟・日本中学校体育連盟) 参照

＊P. 28⑬【参考資料】「体罰等の許されない指導と考えられるものの例」

(スポーツ庁 運動部活動での指導のガイドライン (H25.5)) 参照

【一ロメモ③】 『アンガーマネジメント』

アンガーマネジメントとは、1970年代にアメリカで始まり、アンガー（イライラ、怒りの感情）をマネジメント（上手に付き合う）する心理教育である。

講師は、井上 泰世さん（株式会社ナースハート 代表取締役 日本アンガーマネジメント協会認定アンガーマネジメントトレーニングプロフェッショナル）で、怒りの感情と上手に付き合うためのトレーニング方法等について学んだ。



【参加した教員の感想】

- ・ 自分の「（～する）べき」が多く、また、許容範囲も狭いと改めて気付かせていただいた。また、自分としては基準をはっきりさせて、指導してきたつもりだが、生徒や保護者には十分伝わっておらず、「先生の気分で」と思われていたところがあったのかもしれないと思った。
- ・ 「何のために怒る」のか、自分の中で考える必要があると感じた。

（7）安全管理と事故発生時の対応

部活動は、学校管理下において行われる活動であり、生徒の安全な活動が大前提となります。そのため、実施にあたっては、一人の指導者だけでなく、できれば複数の指導者による指導・監督体制が望まれます。

日ごろから、生徒と指導者が事故防止に対する意識を高めるとともに、事故を未然に防ぐための行動がとれるようにすることが大切です。そして、万が一の状況が発生した場合には、関係者が適切かつ迅速に対応することが重要です。



【医療行為の必要な事故が発生した場合の連絡体制（例）】

＊P. 29⑭【参考資料】「学校管理下における危機管理マニュアル」
（平成 29 年 6 月改訂・県教育委員会作成）参照

① 健康状態の把握

- 指導者は、部員が日ごろから自分の健康管理について関心を持つよう指導するとともに、部員が、自分の身体に異変を感じた時に、直ちに指導者に伝わる体制等（伝えやすい環境づくりなど）を整える。
- 指導者は、体調がすぐれない生徒に対して、活動を中止させるなど、適切な対応をとる。
- 健康診断等で異常が認められた生徒に対しては、保護者、養護教諭、学級担任等との連携を密にし、活動の可否の確認や健康状態の把握に努める。

② 個人の能力に応じた指導

- 生徒の個人差に十分配慮した活動内容や方法を工夫し、「易⇒難」等、段階的な指導を行う。
- 特に運動部では、非日常的な身体活動が展開される場合がある。新しい内容（技）や難度の高い技術の練習には、必ず指導者が付き添い、生徒に無理がかかる状況をつくらないなど、能力に応じた活動とする。

③ 特性を踏まえた合理的な指導

- 「なぜ、この練習が必要なのか」、「この練習を繰り返し行うことで、どのような力が身に付くのか」など、活動の目的や方法について、生徒に理解させる。
- 基本となる技能（柔道の受け身等）を大切に活動を丁寧に実践することで、事故を未然に防ぐ。
- 科学的な指導内容、方法を積極的に取り入れるようにする。このことは、生徒の発達の段階を考慮せず、肩、肘、腰、膝などの酷使によるスポーツ障害を防ぐためにも必要である。

④ 施設・設備等の安全点検と安全指導

- 活動場所、使用器具等の安全点検を設定・実施し、生徒にも安全確認の習慣化を図るようにする。

【参考】学校保健安全法施行規則（安全点検）

第二十八条 法第二十七条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期一回以上、児童生徒等が通常使用する施設および設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。

(日常における環境の安全)

第二十九条 学校においては、前条の安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。

- サッカー（ハンドボール）ゴールにぶら下がり、ゴールと一緒に転倒してしまうことによる事故が発生している。ゴールは、適切に設置（固定等）するとともに、正しく取り扱うよう事前指導を行う。
 - ・ 学校等で使用されるゴールのなかには、移動時を考慮し、軽量化されたものがある。固定されていないことによって、風等の自然現象により転倒する危険もある。

⑤ 指導時の指導者の立会

- 安全実施のため、原則、指導者は活動場所で指導する。
- 全国事例として、過去、部活動中に頸髄損傷等の傷害を負う事故があり、その当時、顧問は練習に立ち会っておらず、非常勤講師のコーチしかいなかったことから、顧問の危険防止、安全措置等の講ずべき義務を怠った過失を問われたことがあった。

特に、指導者が活動場所に立ち会えない場合は、危険性が高いと考えられる活動を生徒が行わないよう指導し、生徒の能力に応じた段階的な活動をさせるなど、安全に配慮することが大切である。
- 適切に活動計画を立て、日ごろから安全に配慮した指導を行うことが、生徒はもとより指導者の不安をなくすことにもつながる。

⑥ 部活動時の生徒等の輸送に係わる交通安全対策

- 全国事例として、平成 28 年 10 月、保護者が運転し中学校軟式野球部員が乗車するマイクロバスとワゴン車が衝突するという事故が起きている。

「部活動等における児童生徒の輸送に係わる交通安全対策について（三重県教育委員会 平成 7 年 3 月 23 日 教教第 183 号、平成 29 年 3 月 2 日 教委第 20-333 号にて一部改正）」の通知に基づき、生徒の移動中における事故の未然防止を図る。

【通知より一部抜粋】

このことについては、これまで公共交通機関利用の徹底をお願いしてきたところですが、今後は下記のこと十分に留意され、事故の未然防止に万全の措置をとられるようお願いいたします。

記

- 1 児童生徒の輸送は、公共交通機関の利用が原則であること。
- 2 やむを得ない事情で県有車以外の自家用車等を利用する場合には、次頁以降に留意し、事故防止に万全を期すること。

※ やむを得ない事情と考えられる例

- ・ 通常利用できる交通機関の運行密度が極めて低いとき
- ・ 必要な物品が携帯不可能な程度に多いとき など

※ 自家用車などの使用を承認することができない例

- ・ 職員の運転経験が、3年に満たないとき
- ・ 自家用車で輸送について、保護者の依頼を受けていない場合 など

○ 部活動時の生徒等の輸送に係り、市町において別に規定等がある場合は、その規定に基づき対応する。

⑦ 天候等を考慮した指導

○ 活動時の気象情報には十分留意する。特に、夏の高温・多湿の状況下においては、適切な水分補給や健康観察を行い、熱中症等に注意する。

○ 雷や暴風等に対して、活動の中止や中断の判断が的確に行えるよう、気象情報の収集に努める。事前に、生徒（保護者）へ判断基準を示し、生徒が自ら考え、適切に判断できるようサポートすることも大切である。

【参考1】落雷事故の防止について（平成29年7月 文部科学省通知を参考）

1 事前に天気予報を確認するとともに、天候の急変などの場合には、ためらうことなく計画の変更・中止などの適切な措置を講ずる。

2 日本大気電気学会編「雷から身を守る－安全対策Q & A－改訂版（平成13年5月1日発行）」によると、

○ 厚い黒雲が頭上に広がった際は、雷雲の接近を意識する。

○ 雷鳴は、かすかでも危険信号であり、雷鳴が聞こえる時は、落雷を受ける危険性があるため、すぐに安全な場所に避難する。

〈安全な場所〉鉄筋コンクリートの建物、自動車、バス 等の内部

○ 人体は、同じ高さの金属像と同様に落雷を誘引するものであり、たとえば身体に付けた金属を外したり、ゴム長靴やレインコート等の絶縁物を身に着けていたりしても、落雷を阻止する効果はない。

○ 気象庁ホームページにおいて、「雷注意報」の発表状況や、雷発生の可能性や激しさについて、詳細な地域分布と1時間先まで10分毎の予報を確認できる「レーダー・ナウキャスト（降水・雷・竜巻）」

[\(http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/\)](http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/) 等の情報が掲載されている。

【参考2】雷基礎知識（日本大気電気学会ホームページより抜粋）

○ 雷は高いところへ落ちる！

- ・ 平地で立った人と、低姿勢の人が並んでいた場合は、立った人へ落ちるとほぼ断定できる。万が一の場合は、姿勢を低く。

○ 林や森の中も危険！

- ・ 木の下は、木への落雷による側撃雷の危険性が高い。



○ 高い物体のそばは安全？

- ・ 建物や車など周囲に何もない所では、コンクリート製の電柱のそばが安全といえる。物体が電気の伝導体で完全設置されていれば、そのそばの安全性は高い。

○ 逃げる場所がない所での基本姿勢は？

- ・ 万が一、逃げ込む所がない時は、両足をそろえて膝を折って、上半身は前かがみになり、頭を下げる。地面に腹ばいになるのは危険性がある。

○ 天気情報が最善の危機回避行動！

- ・ 雷雨の接近情報を入手したら、速やかに活動を中断して避難させる。

【参考3】高等学校山岳部雪崩遭難事故（平成29年3月）

平成29年3月、登山講習会に参加した高等学校山岳部の生徒8人が雪上歩行訓練中に雪崩に巻き込まれ死亡した事故で、第三者による検証委員会より報告書がとりまとめられた。

〔報告書（概要版）から〕＊事故発生の要因

○ 【根源的で最大の要因】

- ・ 主催者である県高体連登山専門部の「計画全体のマネジメントおよび危機管理意識の欠如」

○ 【関連するその他の要因】

- ・ 講師などの雪崩の危険（リスク）に関する理解不足などの「個人の資質」
- ・ 県教育委員会等による「チェックや支援体制の未整備」

○ 【背景的な要因】

- ・ 関係者全体の「正常化の偏見（正常性バイアス）とマンネリズム（形骸化）」

※ 正常化の偏見：「危険を無視する心理」を指す社会心理学、災害心理学用語。

※ 参考資料

(1) 熱中症

熱中症は夏の気温の高い時に発症しやすくなりますが、場合によっては、春から夏に季節が移り変わる頃にも起こり得ます。

活動内容によっては、活動する場所の窓を閉めて行う場合もあります。

指導者は、活動中、適度に休養を入れたり、こまめに水分を補給させたりするなど、「熱中症を発症しない・させない」取組を徹底していくことが大切です。

県教育委員会では、『学校管理下における危機管理マニュアル（毎年度改訂）』を発行し、そのなかで「運動部活動中の熱中症」について記載しています。参考として、以下に掲載します。

* P. 30^⑮【参考資料】「平成 29 年の熱中症による救急搬送状況（三重県分）」
(平成 29 年 10 月・消防庁) 参照

* P. 31^⑯【参考資料】「熱中症予防運動指針」
(「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック（公財）日本体育協会」（平成 25 年度版改訂抜粋）) 参照

【参考】『学校管理下における危機管理マニュアル（平成 29 年 6 月改訂版・県教育委員会）』
(P. 33～34)

運動部活動中の熱中症

夏季休業中のたいへん暑い日、高等学校の陸上競技部 1 年生の生徒 A が、練習中に意識を失って倒れた。生徒 A の様子を見ると、応答がにぶく、言動がおかしいなど熱中症の疑いがある。

○事故発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

- ① 意識の有無、顔色、呼吸、脈拍などをすばやく観察し、傷病者の状況を迅速に把握する。特に、熱中症の疑い（めまい・失神・筋肉痛・筋肉の硬直・大量の発汗・頭痛・不快感・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感・意識障害・けいれん・手足の障害・高体温等）がある場合、少しでも意識障害がある場合には重症と考えて処置をする必要がある。さらに、意識が無い場合には、倒れこんだ際の頭部外傷にも注意を払う。
- ② 意識がないあるいは重症であると判断した場合は、速やかに救急車を要請し、到着するまでの所要時間に留意しながら、涼しい場所へ避難し、衣服をゆるめるなどして体を冷やす処置を続けるとともに、場合によっては、救命処置（心肺蘇生と AED の使用）などを的確に実施するとともに、校長に連絡する。
- ③ 応急手当をする際に傷病者を運搬する場合は、傷病者を安静にすることが必要である。その際、体位、体熱の放散、環境に配慮する。
- ④ 救急車には教職員が同乗する。医療機関で医師から傷病の状況、診断、治療等を聞き、校長に報告する。また、保護者が到着した後も、校長の指示があるまでは生徒に付き添い続ける。
- ⑤ 事故を目撃した生徒たちに対し、聴き取りを行うとともに、経過について説明する。また、混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

保護者への連絡、教育委員会等への報告

- ① 顧問又は担任（不在時は学年主任など他の教職員）から保護者へ事故の発生を連絡する。事故への対応の経過や生徒の状況、搬送先などを伝える。
- ② 校長と顧問は、速やかに医療機関に駆けつけるとともに、保護者に状況を詳しく説明する。
- ③ 校長は、事故の概要の第一報を電話で教育委員会に報告し、文書にて事故報告を行う。
- ④ 必要に応じて、学校医へ連絡する。また、事故の程度・状況により警察へも連絡する。
- ⑤ 教育委員会と協議のうえ、原則として報道機関へ資料提供をする。

事後措置

- ① 保護者に、事故発生の状況、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続き等についての説明を行う。
- ② 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長は情報を整理して事故の原因を調査し、教育委員会へ事故報告を行う。
- ③ 外部へ情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、それにより混乱することがないように配慮する。
- ④ 生徒の心のケアに努める。
- ⑤ 事故の原因をもとに、事故防止対策や安全点検等を見直し、事故の再発防止に取り組む。

○安全指導（教育）の充実

熱中症の事故防止にむけて

- ① 安全面に十分配慮しながら、生徒個々の運動能力や体力の実態・適性や興味関心に応じた指導計画を立て指導を行う。
- ② 熱中症防止のため、特に下記の点に留意して活動を行う。
 - ア 気温・湿度・風の有無等、当日の気象状況に十分気を配ること。
 - イ 長時間にわたって直射日光の下で活動することを避けること。
 - ウ 屋内外にかかわらず、活動内容・強度に応じて、適宜休憩を入れるとともに水分（0.2%程度の食塩水やスポーツドリンクなど）を適切に補給させること。
 - エ 生徒の疲労の状態や心身の状況などを常に把握し、異状が見られる場合は速やかに必要な措置をとること。
- ③ 熱中症は夏季に集中して発生しているが、夏季以外でも急に暑くなると熱中症が発生することがあるため、暑さに体を慣らすよう活動内容を工夫する必要がある。春季の体育祭、冬季のマラソン等、季節にかかわらず熱中症による事故が発生していることを、十分に心得ておく。
- ④ 熱中症発生の要因・予防法・症状・対処法をしっかりと理解し、生徒にも、その発達段階に応じて、発生要因や予防法等について適切に指導する。

事故発生に備えた学校の体制の確立

- ① 年度当初に事故発生時の教職員の役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、職員室、保健室および事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- ② 緊急な場合に連絡する消防署、医療機関、関係諸機関の所在地および電話番号など、職員室、保健室および事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- ③ 救命処置（心肺蘇生とAEDの使用）や応急手当等に関する講習を行うなど、実際の対応ができるようにしておく。

○関係法令

- ・国家賠償法第1条、第3条（賠償責任）
- ・学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター法第3条（センターの目的）、第15条（業務の範囲）
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条（学校の管理下における災害の範囲）

～十分な活用を～

- 独立行政法人日本スポーツ振興センター 学校安全WEB

http://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/card/tabid/519/Default.aspx

- 環境省熱中症予防情報サイト

<http://www.wbgt.env.go.jp/>

- 公益財団法人日本体育協会 スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック

<http://www.japan-sports.or.jp/medicine/tabid/523/Default.aspx>



【一口メモ④】 『ドーピングとは』

ドーピングとは、競技力を高めるために薬物などを使用したり、それらの使用を隠したりする行為であり、ドーピング違反に該当する行為は、アンチ・ドーピング規程（世界アンチ・ドーピング規程）に定められている。

- * ドーピングによって選手は、健康を害する恐れがある。
- * スポーツはフェアな戦いでなければならない。ドーピングを許してしまうと、フェアプレーの精神に反し、スポーツの価値を否定することになる。

○ 『うっかりドーピング』

この、うっかりドーピングというのは、悪意を持った違反ではなく、本人のちょっとしたうっかりミスで禁止薬物などを体内に取り入れてしまい、ドーピング検査によって違反と判定されるようなドーピング違反のことである。

これまでに報告されているケースには、栄養ドリンク、サプリメントおよび薬局で購入する市販薬、さらには病院で処方される薬でも発生している。

（参考「あなたはすでにドーピング違反かも!？」公益財団法人三重県体育協会）

（２）運動部活動中の事故と裁判所の判断

部活動中に、けがや事故が起こる可能性はゼロとは言い切れません。しかしながら、部活動の指導者として、適切に活動計画を立て、日ごろから安全に配慮しながら指導していれば、心配する必要はありません。

生徒が安全に活動できる環境を構築する指導者の義務を「安全配慮義務」といいます。安全配慮義務は、言い換えると、事故を予見し、回避する注意義務ということです。

【参考】

『運動部活動中による事故に係る訴訟事例』（H29県教育委員会事務局危機管理研修資料から）

事例1 バドミントン部熱中症訴訟（大阪高裁H28.12.22 判決）

内容：中学校の部活動で、体育館内でバドミントンの練習をしていた中学生が熱中症になり、脳梗塞を罹患した事案。

裁判所の判断

<一般的注意義務>

各学校の校長および各部活動の指導教諭（顧問）は、部活動中の生徒の生命、身体、安全確保に配慮すべき義務を負い、この一環として、熱中症予防に努める義務を負う。

<具体的注意義務>

- ①日本体育協会「熱中症予防運動指針」
「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」「ビデオ教材」発行（H6→H18改訂）
- ②日本体育・学校健康センター「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」教育委員会・各学校に配布（H15）
- ③府教委の実態調査（H19）
- ④A市教委の通知（H22.6、H22.7）
- ⑤A市立学校 校園長会の指導（H22.5～7）



H22 当時、校長には「熱中症予防運動指針」に準拠し、その趣旨を踏まえて熱中症予防策を取るべき法的義務があった。具体的には、

- ❶ 指針が基準としているWBGT（湿球黒球温度）を計測できる温度計を設置する義務と、
- ❷ 指導教諭（顧問）に、指針の趣旨と内容を徹底させ、指針に従って行動するように指導する義務があった。

<注意義務違反>

本件体育館には、黒球温度計および湿球温度計はもとより、一般の乾式温度計も一切設置されておらず、本件指針の趣旨に従って、熱中症の予防に配慮する前提となるWBGT等の温度を認識することのできる環境が全く整備されていなかった。

校長から各教諭に対し、熱中症対策として、練習内容、健康観察、水分補給、休憩、早い対応などについての指導はなされていたものの、乾式温度計すら設置されていなかったことを踏まえると、WBGT等の温度を基本として対応を検討すべきものとする本件指針の趣旨と内容が周知・徹底され、これに従って行動するように指導されたとは考え難く、それに及ばない一般的指導がされただけだった。

⇒校長には、具体的注意義務❶および❷を怠った過失がある。

事例2 柔道部夏期合宿訴訟（東京高裁H21. 12. 17 判決）

内容：高等学校柔道部の夏期合宿の練習中、頭から落ちた生徒が体調不良を訴えていたにもかかわらず練習に参加させ、外傷性急性硬膜下血腫を発症した事案。

裁判所の判断

＜一般的注意義務＞

指導教諭（顧問）は、健康状態や体力および技量等の生徒の特性を十分に把握して、それに応じた指導をすることにより、柔道の試合又は練習による事故の発生を未然に防止して、事故の被害から生徒を保護すべき注意義務を負う。

＜具体的注意義務＞

- ①文部科学省「柔道指導の手引き」
- ②「柔道指導ハンドブック」
- ③日本スポーツ振興センターの報告事例
- ④全日本柔道連盟「事故をこうして防ごう」
- ⑤「最新スポーツ医学」
- ⑥学校柔道事故の発生状況の統計

- ①合宿2日目の午前中に頭から落下
- ②直後から頭痛・悪心の訴え、昼過ぎに1回嘔吐
- ③他に考えられる原因が無い



指導教諭（顧問）は、この段階で、当該生徒の頭蓋内に軽度の急性硬膜下血腫等の病変が生じており、それによって死亡、その他の重大な結果が生じる可能性があることを予見できた。

⇒直ちに練習をやめさせて、医師の診察を受けさせるか、受診を指示するとともに、以後の本都合宿の練習への参加を取りやめさせるべきだった。

＜注意義務違反＞

＜2日目＞午後練習を休むよう指示したが、医師の受診の指示等はしなかった。

＜3日目＞頭痛のため練習を休みたいと申し出た生徒に対し、できる範囲で練習に参加するよう指示し、練習に参加させた。

＜4日目＞頭痛のため練習を休みたいと申し出た生徒に対し、できる範囲で練習に参加するよう指示して練習に参加させ、練習中に頭痛で泣き出した際も、練習を休むよう指示しただけであった。

＜5日目＞頭痛のため練習を休みたいと申し出た生徒に対し、できる範囲で練習に参加するよう指示し、生徒が柔道場の外の廊下の真ん中で仰向けに横たわった際にも、「寝るなら端の方で休むように」と指示しただけで、合宿最後の乱取練習では「最後なので参加したらどうか」と言って練習に参加させ、自ら乱取の相手となり「体落（たいおとし）」で背中から落下させた。

⇒指導にあたった教諭が、合宿2日目、遅くとも5日目に廊下の真ん中で横たわっていることに気付いた時点で、救急車を要請して医師の診察を受けさせていれば、適切な医療によって重大な結果を回避しえたと言えるので、教諭には上記具体的注意義務に違反した過失がある。

【参考】学校事故という「危機」にどう備えるか

(1) 学校教育という営みが、どのような危険をはらんでいるか理解する。

① まずは「知識」を蓄積する。

→ 学校事故の「具体例」をさまざまなルート（報道、判例、教育専門誌の記事等）から入手し、校内で共通認識（共有）する。

② 「知識」を「理解」に結びつけるために「想像」する。

→ 収集した具体例のケースでは、どこにリスクが潜んでいたのか。

→ 誰が、どのタイミングで、どのように行動すれば、事故を防ぐことができたのか。

(2) 危険を回避するための実効的なルールを定め、周知・理解し、実行する。

○ マニュアルは、子どもたちを守るために作るもの

→ 手元にあるマニュアルは「実効的」なものとなっているか

- ・ そのマニュアルを見れば「自分が何をすべきか」が分かるか
- ・ そのマニュアルに従えば、想定した危険を回避することができるか

→ 自分の学校の「安全計画」「危機管理マニュアル」等の内容を把握し、その内容に従って行動できるか

(3) 危険の回避を妨げる要因（阻害要因）を理解し、除去する。

○ マニュアル通り行動できない実情があるなら、その原因を洗い出し、一つひとつ取り除いていく。

→ 日程上の問題なのか？《（例）予備日の設定》

→ 外部からのクレームをおそれているのか？

《（例）事前にリスクの説明をして了解を得ておく》

☆ 危機管理における「プロアクティブの原則」

Ⅰ 疑わしい時は行動せよ

Ⅱ 最悪の事態を想定して行動せよ

Ⅲ 空振りには許されるが、見逃しは許されない

（参考資料）H29県教育委員会事務局危機管理研修資料

(3) 関連データ・グラフ

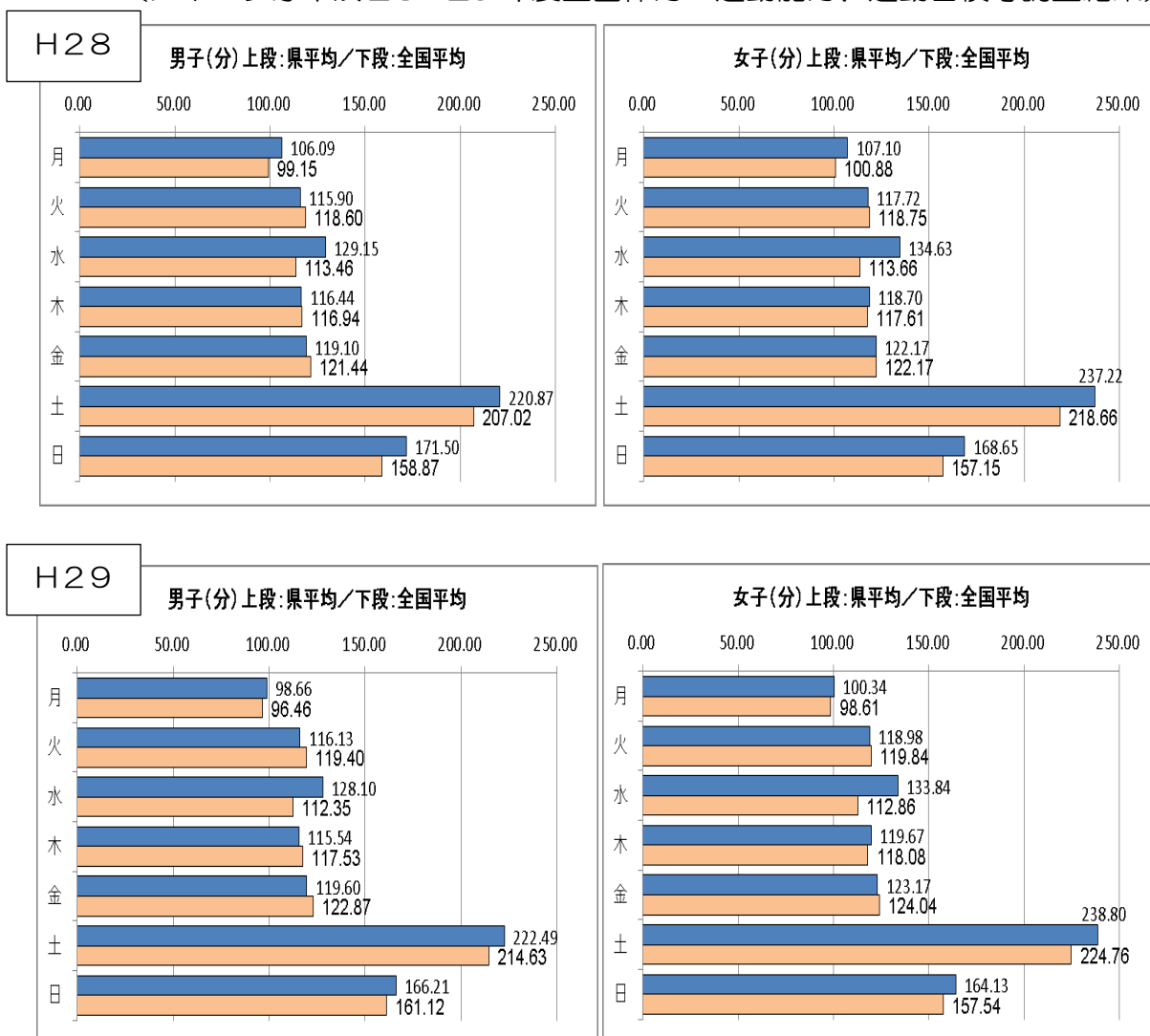
① P. 3【参考資料】「部活動への加入状況（平成 29 年度）」

（県教育委員会事務局保健体育課調べ）

		本県公立中学校	本県県立高等学校 〈全日制〉
運動部 加入率 (%)	男子	84.1 (78.5)	男子 68.4 (54.9)
	女子	65.3 (58.3)	女子 33.8 (27.1)
	全体	74.9 (68.4)	全体 50.7 (41.9)
文化部 加入率 (%)	男子	8.7 (7.7)	男子 17.4 (—)
	女子	29.7 (32.0)	女子 47.6 (—)
	全体	19.2 (19.9)	全体 32.6 (—)

【参考】() : 平成 28 年度全国平均 (スポーツ庁作成)

② P. 3【参考資料】「1 週間の運動部活動に係る活動時間（中学校 2 年生）」 （スポーツ庁平成 28・29 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果）



③ P. 3【参考資料】「1日の睡眠時間（中学校2年生）」

（スポーツ庁平成28・29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果）

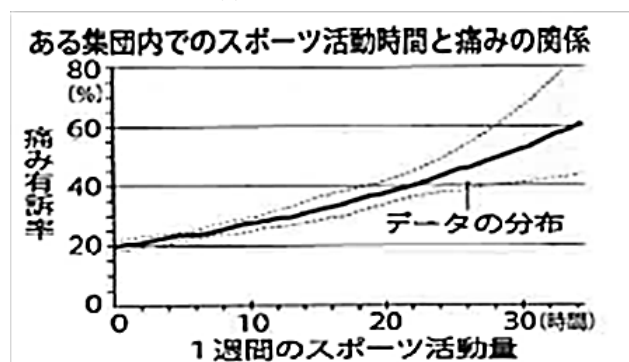
	(%)	8時間以上	6時間以上～ 8時間未満	6時間未満
男子	H28	24.2 (22.2)	66.4 (67.0)	9.5 (10.8)
	H29	31.8 (28.1)	60.3 (62.8)	8.0 (9.1)
女子	H28	17.3 (16.1)	71.6 (70.7)	11.1 (13.2)
	H29	25.3 (22.1)	65.9 (67.4)	8.8 (10.6)

* 表中（ ）は全国平均

④ P. 3【参考資料】「スポーツ傷害の予防」

（身体教育医学研究所うんなん）

- ・「身体教育医学研究所うんなん」調べ
- ・島根県雲南市 全中高生の約2,400人を対象に調査
- ・スポーツをする時間が長いほど、肘や膝といった運動器に痛みが伴う割合が高くなる。



⑤ P. 4【参考資料】「教職員の時間外労働時間の現状（月平均時間）」

（県教育委員会事務局福利・給与課調べを基に教職員課が作成）【単位：時間】

	平成28年度
小学校	25.27
中学校	40.68
高等学校（全日制）	23.36

⑥ P. 4【参考資料】「中学校教員の部活動に係る勤務状況（1日当たり学内勤務時間）」

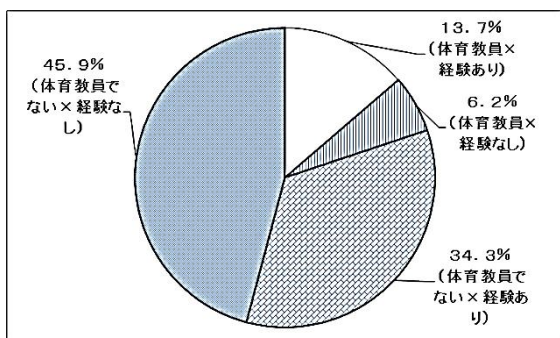
（文部科学省初等中等教育局「教員勤務実態調査（平成28年度）の集計（速報値）」を基にスポーツ庁において作成）

	平 日			休 日		
	平成18年度	平成28年度	増減	平成18年度	平成28年度	増減
部活動・クラブ活動	0：34	0：41	+0：07	1：06	2：10	+1：04

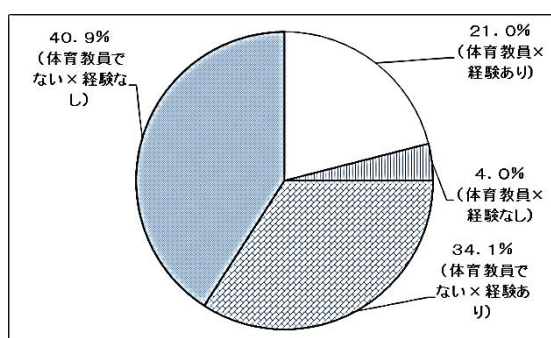
* 平成18年度は、「週休日」のデータで比較

⑦ P. 4【参考資料】「運動部活動を担当する教員の競技経験」
(平成 26 年度 公益財団法人日本体育協会調べ)

《中学校》



《高等学校》



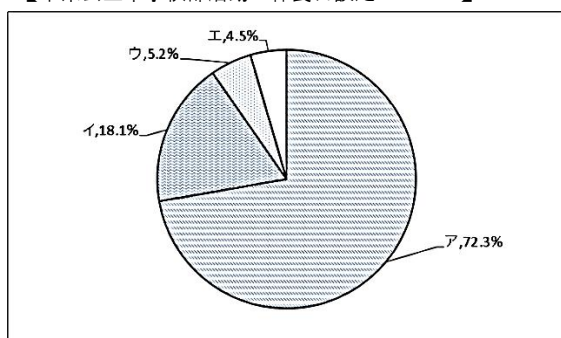
⑧ P. 4【参考資料】「運動部活動別の負傷（骨折）による災害共済給付件数」
(平成 28 年度 独立行政法人日本スポーツ振興センター（三重県分）)

公立中学校		県立高等学校	
運動部名	件数	運動部名	件数
バスケットボール	336	サッカー・フットサル	134
サッカー・フットサル	242	バスケットボール	99
バレーボール	143	野球部（含軟式）	96

* 「骨折」件数の多かった上位 3 部について記載

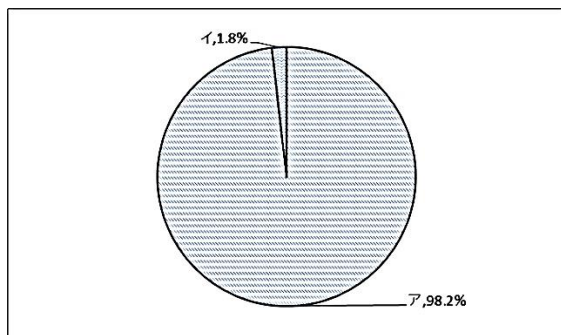
⑨ P. 7【参考資料】「総勤務時間縮減に係る目標設定等に関する調査結果」
(平成 29 年 6 月 30 日現在・県教育委員会事務局教職員課調べ)

【本県公立中学校部活動の休養日設定について】



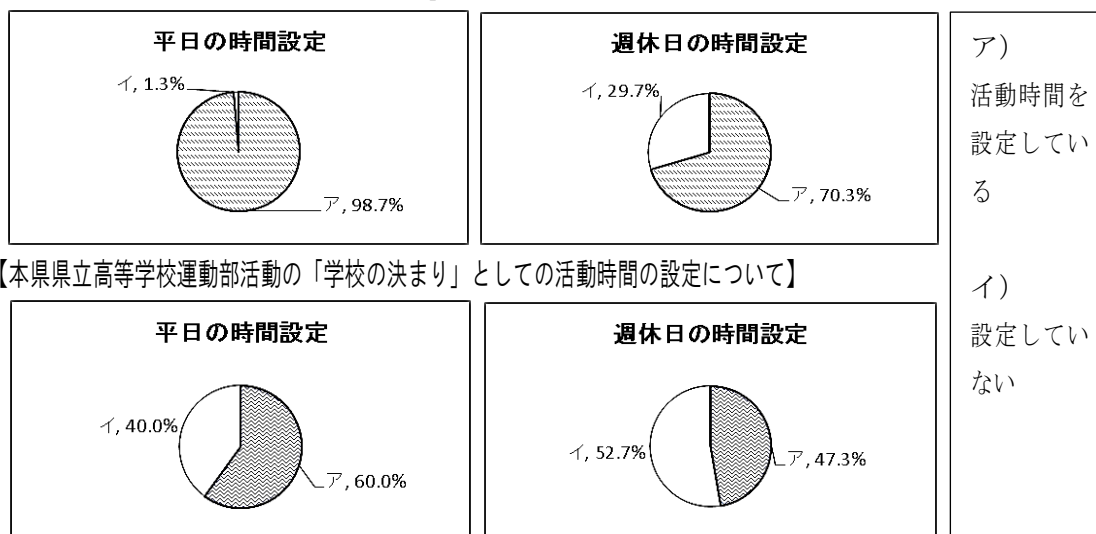
ア) 1 日
イ) 2 日
ウ) その他
エ) 未設定

【本県県立学校（全日制）部活動の休養日設定について】



ア) 1 日
イ) 2 日
ウ) その他
エ) 未設定

- ⑩ P. 8【参考資料】「運動部活動の「学校の決まり」としての活動時間の設定について」
 （「平成29年度学校体育・部活動実態調査」県教育委員会事務局保健体育課調べ）
 【本県公立中学校運動部活動の「学校の決まり」としての活動時間の設定について】



- ⑪ P. 9【参考資料】「県教育委員会が主催する部活動に係る研修会（平成29年度実績）」
 （県教育委員会事務局保健体育課）

【県教育委員会が主催する部活動に係る研修会】（平成29年度実績）

① 部活動マネジメント研修講座

教員を対象に、部活動のマネジメントに関する専門知識とスキルを身に付け、効果的な部活動運営のできる指導者育成をめざす。

② アンガーマネジメント研修会

教員を対象に、アンガー（イライラ、怒りの感情）をマネジメント（上手に付き合う）するスキルを学ぶ。

③ 運動部活動指導者スキルアップ研修会

運動部活動指導者（教員）のスキルアップを目的とし、実施競技は毎年変わる。

④ 運動部活動サポーター研修会

運動部活動サポーター（外部指導者）を対象に、運動部活動の現状と課題の把握と事故防止に向けた適切な運営等について理解を深める。

⑫ P. 12【参考資料】「体罰根絶宣言」

(公益財団法人 全国高等学校体育連盟・日本中学校体育連盟)

平成 25 年 3 月 13 日

(公財) 全国高等学校体育連盟

会 長 三田 清一

(公財) 日本中学校体育連盟

会 長 三町 章

体罰根絶宣言

運動部活動中の指導者の体罰が背景にあり、そのことによって高校生が自殺すると言う大変痛ましい事件が大阪市の高等学校で発生したことを踏まえ、平成 25 年 1 月 18 日 (公財) 全国高等学校体育連盟は「運動部活動における体罰根絶に向けて (通知)」を、また (公財) 日本中学校体育連盟は平成 25 年 1 月 31 日「運動部活の指導のあり方」を全国に向けて発信した。

その後、全国高等学校体育連盟では各都道府県体育連盟を通して体罰事案の発生について調査を行った。その結果から運動部活動の指導中において残念ながら今もって体罰が存在することが判明した。

また、日本中学校体育連盟においても、以前から運動部活動指導者の体罰における処分の事案が確認されている。

日々、全国の各高等学校や中学校において学校教育活動の一環として行われている運動部活動は、生徒の健全育成を目指すものであり、その中で指導者は生徒の生命を守り、人権を尊重し、個性を育んでいくことが使命として求められている。

従って、各学校の運動部活動指導者は多くの国民から、運動部活動の信頼を取り戻すべく最善の努力を、今、しなければならない。

(公財) 全国高等学校体育連盟、(公財) 日本中学校体育連盟および両組織の事業に参画する運動部活動指導者は体罰根絶に向けて最大の努力を行うことをここに宣言する。

- ⑬ P. 12【参考資料】「体罰等の許されない指導と考えられるものの例」
(スポーツ庁 運動部活動での指導のガイドライン (H25.5))

体罰等の許されない指導と考えられるものの例

運動部活動での指導において、学校教育法、運動部活動を巡る判例、社会通念等から、指導者による下記の①から⑥のような発言や行為は体罰等として許されないものと考えられます。

また、これらの発言や行為について、指導者と生徒との間での信頼関係があれば許されとの認識は誤りです。

指導者は、具体的な許されない発言や行為についての共通認識をもつことが必要です。

①殴る、蹴る等。

②社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。

(例)

- ・長時間にわたっての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
- ・熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。
- ・相手の生徒が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続ける。
- ・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。

③パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。

④セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。

⑤身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）発言を行う。

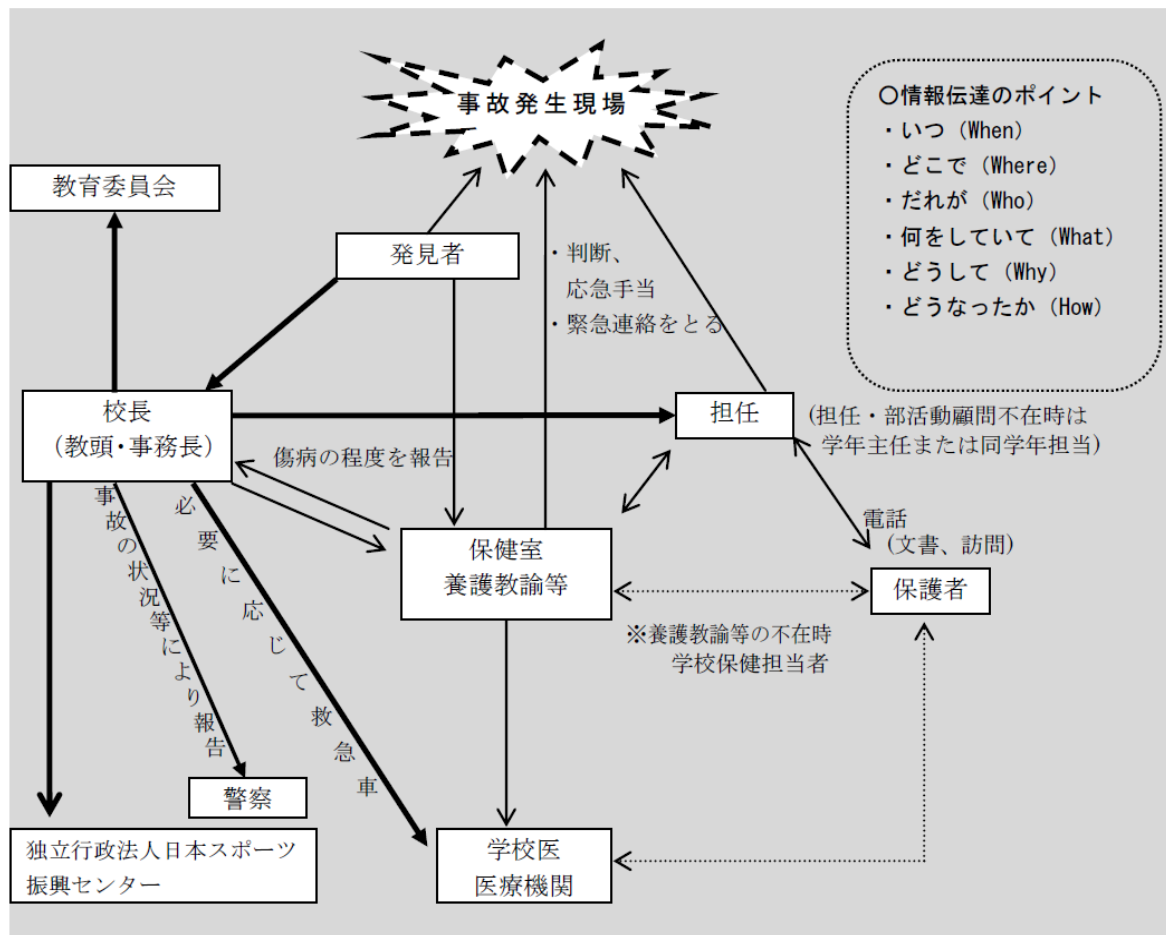
⑥特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

上記には該当しなくとも、社会通念等から、指導に当たって身体接触を行う場合、必要性、適切さに留意することが必要です。

なお、運動部活動内の先輩、後輩等の生徒間でも同様の行為が行われないように注意を払うことが必要です。

⑭ P. 12【参考資料】「学校管理下における危機管理マニュアル」
(平成29年6月改訂・県教育委員会作成)

医療行為の必要な事故が発生した場合の連絡体制（例）

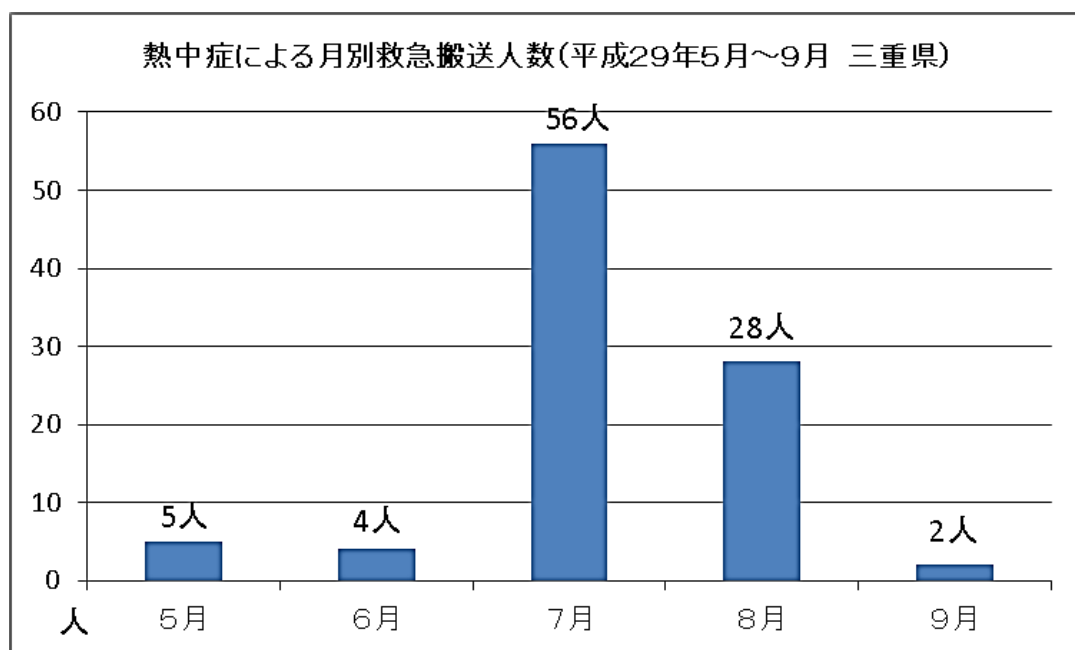


(特に留意すべきこと)

- ・ 生命の維持を最優先し、全教職員が適切な応急手当、救急体制がとれるよう周知しておく。
- ・ 冷静で的確な判断と指示を行う。
- ・ 救急車の手配は事故の状況を把握したうえで、校長の承諾を得て要請する。
(緊急を要する場合、校長不在の場合は、発見者等が直接救急車を手配する。)
- ・ 医療機関へ運ぶときは、緊急の場合を除き、保護者が希望する医療機関の有無を確認する。
- ・ 保護者に事故発生状況、程度、今後の対応など、詳細に納得のいく説明をする。
- ・ 学校管理下での災害の場合は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付金の対象となる可能性があるため、状況を把握次第、不明な点は問合せをしたうえで、速やかに請求手続きを行うとともに、保護者へ連絡する。
- ・ 教頭は、経過及び対応等を簡潔かつ正確に記録しておく。

※ 本マニュアルでは、各事例をある校種で起こった事故と想定して取り扱っています。
適宜それぞれの校種で起こった場合に読み替えてご活用ください。

- ⑮ P. 17【参考資料】「平成 29 年の熱中症による救急搬送状況（三重県分）」
（平成 29 年 10 月・消防庁）



* 満 7 歳以上 18 歳未満の者で、熱中症により救急搬送された人数

⑯ P. 17【参考資料】「熱中症予防運動指針」

(「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック(公財)日本体育協会」(平成25年度版改訂抜粋))

熱中症予防運動指針				
WBGT ℃	湿球温度 ℃	乾球温度 ℃	運動は 原則中止	WBGT31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
31	27	35	▲ ▼	
28	24	31	▲ ▼	WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高いため、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻繁に休息をとり水分・塩分の補給を行う。体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止。
25	21	28	▲ ▼	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
21	18	24	▲ ▼	WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
			▲ ▼	WBGT21℃未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

1) 環境条件の評価にはWBGTが望ましい
2) 乾球温度を用いる場合には、湿度に注意する。湿度が高ければ、1ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する

※ WBGTが測定できない場合

「熱中症予防運動指針」では、WBGT以外にも乾球温度、湿球温度が示してあります。スポーツ現場ではWBGTが測定できない場合もあり、実情に合わせて乾球温度や湿球温度を利用してください。なお、湿球温度、乾球温度からWBGTが次の式で推定できます。

湿球温度+乾球温度 $WBGT = 1.925 \times (0.7 \times \text{湿球温度} + 0.1 \times \text{乾球温度})$

湿球温度 $WBGT = 1.05 \times (\text{湿球温度}) + 2.47$

乾球温度 $WBGT = 0.80 \times (\text{乾球温度}) + 2.81$

三重県部活動ガイドライン策定委員会

平成29年9月～平成30年3月

【五十音順】

〈委員〉

阿形 克己	県立四日市四郷高等学校 校長
伊地知 慶之	相好体操クラブ ヘッドコーチ
太田 秀樹	県中学校体育連盟 理事長
葛西 文雄	四日市市教育委員会 教育長
川本 由美	県中学校吹奏楽連盟 理事長
倉田 利寛	県高等学校PTA連合会 副会長
黒川 雅司	県体育協会 次長
○重松 良祐	三重大学 教育学部 教授
白木 俊行	木曽岬町立木曽岬中学校 校長
大東 史治	県PTA連合会 副会長
福田 清徳	県高等学校文化連盟 事務局長
藤田 隆司	県高等学校体育連盟 理事長
山門 真	県教職員組合 書記長

〈オブザーバー〉

松井 航一	県スポーツ推進局 競技力向上対策課 主幹
-------	----------------------

※ ○は委員長。職名は委嘱時のもの。

【三重県部活動ガイドライン】

- * 平成30年3月28日 策定
- * 平成31年3月29日 一部修正・追記による改訂